

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催）

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

スケジュール

令和元年	12月19日	第1回開催
令和2年	7月27日	第2回開催
令和2年	10月2日	第3回開催
令和2年	12月4日	第4回開催
令和2年	12月14日	第5回開催
令和3年	1月25日	第6回開催
令和3年	2月19日	第7回開催
令和3年	3月8日	第8回開催
令和3年	3月29日	第9回開催
令和3年	4月9日	第10回開催
令和3年	5月21日	第11回開催
令和3年	5月27日	とりまとめ

委員

○相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 会長 大分大学 福祉健康科学部 教授
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 講師
榎本 英典	前 三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護コーディネーター
大谷 美紀子	大谷 & パートナーズ法律事務所 弁護士
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭
久保 健二	福岡市 こども総合相談センター課長（連携支援担当）、弁護士
中嶋 麻理子	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
永野 咲	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
林 美恵子	大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長
堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授
○座長	(敬称略、五十音順)

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ (令和3年5月27日)(ポイント)

①基本的な考え方

- 子どもの権利保障を理念として明確に位置付けた児童福祉法第1条や、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを定めた同法第2条の考え方を常に基本として広く子どもの権利擁護に関する施策を推進すべき。

②子どもの意見表明権の保障

1. 個別のケースにおける意見表明

- 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(都道府県等)が在宅指導・里親委託・施設入所等の措置を行う場合には、子どもの年齢等に合わせた適切な方法により、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならない旨を児童福祉法に規定すべき。
- 一時保護する場合には事前の意見聴取を原則としつつ、あらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべき。
- 都道府県等は意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべき。

2. 政策決定プロセスへの子ども参画

- 都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策を検討する際には、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者の視点が反映されるような仕組みを設けるべき。
- 社会的養護の当事者団体の活動の活性化・安定化を図るための支援に取り組むべき。

③権利擁護の仕組み

1. 子ども家庭福祉分野での個別の権利救済の仕組み

- 原則として全ての自治体において児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み(措置等の決定について子どもからの申し立てに基づき意見具申を行う等)が整備されるよう取組を促進していくべき。また、児童福祉法上、都道府県等は、子どもの権利擁護の仕組みの構築に努めなければならない旨を規定すべき。
- 児童福祉審議会は、独立性(児童相談所や施設等と利害関係を持たない委員の任命等)、迅速性、子どもからのアクセス、子どもの権利擁護等に関する専門性といった要素を担保すべき。

2. 子どもの権利擁護機関としてあるべき制度

- 国レベルのコミッショナーについての検討や、自治体のオンブズパーソンの取組を促進するべき。

④評価

- 個別の権利救済を図るのみならず、社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者や外部の専門家が児童相談所、一時保護所や施設の運営全般を点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させることが必要。
- 一時保護所の第三者評価を義務化することを検討すべき。また、各自治体において中立的・専門的な評価を行える体制の整備を進めるとともに、国レベルの評価機構についても検討していくべき。